

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産二二)

### 〔告 示〕

○労働安全衛生規則に規定する公表化  
学物質のうち昭和五十二年十二月一  
日までに製造され又は輸入された化  
学物質の名称等を公示する件等の一  
部を改正する告示(厚生労働六七)

○南アフリカ共和国産パレンシア種、  
ワシントンネーブル種、トマンゴ種  
及びプロテア種のスイートオレン  
ジ、レモン、グレイプフルーツ並び  
にクレメンティンの生果実並びにス  
ワジランド王国産のパレンシア種、  
ワシントンネーブル種、トマンゴ種  
及びプロテア種のスイートオレン  
ジ、グレイプフルーツ並びにクレメ  
ンティンの生果実に係る農林水産大  
臣が定める基準の一部を改正する件  
(農林水産五八二)

○南アフリカ共和国産バーリンカ種  
ぶどうの生果実に係る農林水産大臣  
が定める基準の一部を改正する件  
(同五八三)

○植物防疫法施行規則別表二の付表第  
三十九のアルゼンチンから発送され  
るグレイプフルーツ、スイートオ  
レンジ(パレンシア種、サルステイ  
アーナ種、ラネラーテ種及びワシ  
ントンネーブル種のものに限る)、レ  
モン、エレンデール、クレメンティ  
ン、ノバ及びマリーコットの生果実  
に係る農林水産大臣が定める基準の  
一部を改正する件(同五八四)

### 〔公 告〕

#### 諸事項

#### 官庁

犯罪被害財産支給手続終了決定関係

#### 裁判所

破産、免責、再生関係

#### 特殊法人等

弁理士登録、公立学校共済組合決算、  
特定計量器型式承認、厚生年金基金  
清算終了、清算人退任関係

地方公共団体  
行旅死亡人、特定空家等関係

#### 会社その他

会社決算公告

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

## 省

## 令

○農林水産省令第二十二号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第五条の二第一項、第六条第二項及び第七条第一項  
第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月二十九日

農林水産大臣 吉川 貴盛

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後

別表一（第五条の二関係）

|  |  |
|--|--|
| 第一 有害動物<br>一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物 | (一) 節足動物<br>(略)<br><i>Acraea acerata</i><br><i>Acrogonia citrina</i><br><i>Acrogonia terminalis</i><br>(略)<br><i>Anastrepha suspensa</i> (カリフニハエ)<br><i>Anoplophora glabripennis</i> (ツヤハタコマツマナカシキリ)<br>(略)<br><i>Bactericera nigricornis</i><br><i>Bactericera tremblayi</i><br>(略)<br><i>Gryllotalpa gryllotalpa</i><br><i>Gymnandrosoma aurantianum</i><br><i>Gymnoscelis rufifasciata</i><br>(略)<br><i>Holotrichia serrata</i><br><i>Homalodisca ulripennis</i><br>(略) |
|  | (二) (三) (略)  |
| 第二 有害植物<br>一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物 | (略)  |
| (一) 真菌及び<br>粘菌                                       | (略)<br><i>Monilinia vaccinii-corymbosi</i><br><i>Neonectria neomacrospora</i><br>(略)   |

改 正 前

別表一（第五条の二関係）

|  |   |
|--|---|
| 第一 有害動物<br>一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物 | (一) 節足動物<br>(略)<br><i>Acraea acerata</i><br>(新設)<br>(新設)<br>(略)<br><i>Anastrepha suspensa</i> (カリフニハエ)<br>(新設)<br>(略)<br><i>Bactericera nigricornis</i><br>(新設)<br>(略)<br><i>Gymnoscelis rufifasciata</i><br><i>Gryllotalpa gryllotalpa</i><br>(新設)<br>(略)<br><i>Holotrichia serrata</i><br>(新設)<br>(略) |
|  | (二) (三) (略)   |
| 第二 有害植物<br>一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物 | (略)   |
| (一) 真菌及び<br>粘菌                                       | (略)<br><i>Monilinia vaccinii-corymbosi</i><br>(新設)<br>(略)   |

|   |  |
|---|--|
| <p><i>Peronosclerospora sorghi</i> (サロロンゴウが病菌)<br/>(薬誌)</p> <p><i>Peronospora chlorae</i> (ムルロキキヨウゴウが病菌)<br/>(薬)</p> <p><i>Pucciniastrum americanum</i> (キヤキナノ類々の病菌)<br/>(薬)</p> <p><i>Ramularia colto-cygni</i><br/>(薬)</p> <p><i>Sirococcus conigenus</i><br/>(薬)</p> <p><i>Sirococcus tsugae</i><br/>(薬)</p> <p><i>Synchytrium psophocarpi</i> (シカナムメ赤波病菌)<br/>(薬誌)</p> <p><i>Thecaphora frezii</i><br/>(薬誌)</p> <p><i>Thecaphora solani</i> [SYN : <i>Angiosorus solani</i>]<br/>(薬)</p>  | <p><i>Peronosclerospora sorghi</i> (サロロンゴウが病菌)<br/>(薬誌)</p> <p><i>Pucciniastrum americanum</i> (キヤキナノ類々の病菌)<br/>(薬誌)</p> <p><i>Sirococcus conigenus</i><br/>(薬誌)</p> <p><i>Synchytrium psophocarpi</i> (シカナムメ赤波病菌)<br/>(薬誌)</p>  |
| <p>(一) 細菌</p> <p>(薬)</p> <p><i>Pantoea stewartii</i> subsp. <i>stewartii</i> (ムロサロロンゴウ類々の細菌)<br/>(薬)</p>  | <p>(一) 細菌</p> <p>(薬)</p> <p><i>Pantoea stewartii</i> [SYN : <i>Erwinia stewartii</i>] (ムロサロロンゴウ類々の細菌)<br/>(薬)</p>  |
| <p>(二) ウイルス<br/>(ウイルス)<br/>ウイルス</p> <p>(薬)</p> <p><i>Allium virus X</i><br/>(薬)</p> <p><i>Arracacha virus B</i><br/>(薬)</p> <p><i>Banana streak IM virus</i><br/>(薬)</p> <p><i>Banana streak MY virus</i><br/>(薬)</p> <p><i>Banana streak UA virus</i><br/>(薬)</p> <p><i>Banana streak UI virus</i><br/>(薬)</p> <p><i>Banana streak UL virus</i><br/>(薬)</p> <p><i>Banana streak UM virus</i><br/>(薬)</p> <p><i>Banana streak VN virus</i><br/>(薬)</p> <p><i>Black raspberry necrosis virus</i><br/>(薬)</p> <p><i>Blackberry chlorotic ringspot virus</i><br/>(薬)</p> <p><i>Blackcurrant reversion virus</i><br/>(薬)</p> <p>Blueberry fruit drop-associated virus<br/>(薬)</p> <p><i>Grapevine leafroll-associated virus 4</i><br/>(薬)</p> <p><i>Grapevine leafroll-associated virus 5</i><br/>(薬)</p> <p><i>Grapevine leafroll-associated virus 6</i><br/>(薬)</p> <p><i>Grapevine leafroll-associated virus 7</i><br/>(薬)</p> <p><i>Grapevine line pattern virus</i><br/>(薬)</p> <p><i>Grapevine Pinot gris virus</i><br/>(薬)</p> | <p>(二) ウイルス<br/>(ウイルス)<br/>ウイルス</p> <p>(薬)</p> <p><i>Allium virus X</i><br/>(薬)</p> <p><i>Arracacha virus B</i><br/>(薬)</p> <p><i>Banana streak Mysore virus</i><br/>(薬)</p> <p><i>Banana streak virus</i><br/>(薬)</p> <p><i>Black raspberry necrosis virus</i><br/>(薬誌)</p> <p><i>Blackcurrant reversion virus</i><br/>(薬誌)</p> <p><i>Grapevine leafroll-associated virus 4</i><br/>(薬誌)</p> <p><i>Grapevine leafroll-associated virus 5</i><br/>(薬誌)</p> <p><i>Grapevine leafroll-associated virus 6</i><br/>(薬誌)</p> <p><i>Grapevine leafroll-associated virus 7</i><br/>(薬誌)</p> <p><i>Grapevine line pattern virus</i><br/>(薬誌)</p> |

別表一の二(第五条の四関係)

|       |         |   |     |     |
|-------|---------|---|-----|-----|
| 二 (略) | (四) (略) | (略)   | (略) | (略) |
|       | (略)     | (略)   | (略) | (略) |
|       |         | Strawberry chlorotic fleck associated virus<br>(略)  |     |     |
|       |         | Strawberry necrotic shock virus<br>(略)              |     |     |
|       |         | Mexican papaya viroid<br>(略)                        |     |     |
|       |         | Tomato chlorotic dwarf viroid (トマト退緑萎縮ウイロイド)<br>(略) |     |     |

|   |  |     |   |         |
|---|--|-----|---|---------|
| 地 | 域  | 植   | 物 | 検疫有害動植物 |
| 一 | インド、インドネシア、カ<br>ンボジア、シンガポール、ス<br>リランカ、タイ、中華人民共<br>和国(香港を除く。以下この<br>表において同じ)、ネパール、<br>バキスタン、バングラデシュ、<br>フィリピン、ブータン、ベト<br>ナム、香港、マレーシア、ミヤ<br>ンマー、モルディブ、ラオス、<br>アラブ首長国連邦、イエメン、<br>イラン、オマーン、ウガンダ、<br>ケニア、ジンバブエ、スワジ<br>ランド、セーシェル、タンザ<br>ニア、南アフリカ共和国、ア<br>メリカ合衆国(ハワイ諸島を<br>除く。以下この表において同<br>じ)、バミューダ諸島、アル<br>ゼンチン、エクアドル、エル<br>サルバドル、ガイアナ、グア<br>テマラ、コスタリカ、コロン<br>ビア、スリナム、ニカラガア、<br>西インド諸島、パナマ、ブラ<br>ジル、フランス領ギアナ、ペ<br>ネズエラ、ベリーズ、メキシ<br>コ、オーストラリア領クリス<br>マス島、バプアニューギニア、<br>ハワイ諸島 | (略) |   | (略)     |

別表一の二(第五条の四関係)

|       |         |  |     |     |
|-------|---------|--|-----|-----|
| 二 (略) | (四) (略) | (略)  | (略) | (略) |
|       | (略)     | (略)  | (略) | (略) |
|       |         | Strawberry chlorotic fleck associated virus<br>(略) |     |     |
|       |         | Strawberry necrotic shock virus<br>(略)             |     |     |
|       |         | Mexican papaya viroid<br>(略)                       |     |     |
|       |         | Tomato chlorotic dwarf viroid<br>(略)               |     |     |

|   |  |     |   |         |
|---|--|-----|---|---------|
| 地 | 域  | 植   | 物 | 検疫有害動植物 |
| 一 | インド、インドネシア、カ<br>ンボジア、シンガポール、ス<br>リランカ、タイ、中華人民共<br>和国(香港を除く。以下この<br>表において同じ)、ネパール、<br>バキスタン、バングラデシュ、<br>フィリピン、ブータン、ベト<br>ナム、香港、マレーシア、ミヤ<br>ンマー、モルディブ、ラオス、<br>アラブ首長国連邦、イエメン、<br>イラン、オマーン、ウガンダ、<br>ケニア、ジンバブエ、スワジ<br>ランド、セーシェル、タンザ<br>ニア、南アフリカ共和国、ア<br>メリカ合衆国(ハワイ諸島を<br>除く。以下この表において同<br>じ)、バミューダ諸島、エク<br>アドル、エルサルバドル、ガ<br>イアナ、グアテマラ、コスタ<br>リカ、コロンビア、スリナム、<br>ニカラガア、西インド諸島、<br>パナマ、ブラジル、フランス<br>領ギアナ、ペネズエラ、ベリ<br>ズ、メキシコ、オーストラリ<br>ア領クリスマス島、バプア<br>ニューギニア、ハワイ諸島 | (略) |   | (略)     |

|       |  |
|-------|--|
| 三 (略) | <p>二 インド、ネパール、バングラデシュ、ミャンマー、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、ウズベキスタン、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ)、英領チャネル諸島、オランダ、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カナリア諸島、ケニア、ザンビア、スーダン、セネガル、タンザニア、チュニジア、ナイジェリア、ニジェール、ボツワナ、マヨット島、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、モロッコ、リビア、レソト、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア</p> |
| (略)   | <p>いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなやしゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、くこ風植物及びなす属植物の生莖葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実</p>   |
| (略)   | (略)  |

|       |   |
|-------|---|
| 三 (略) | <p>二 インド、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ)、英領チャネル諸島、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エチオピア、カナリア諸島、ケニア、スーダン、セネガル、チュニジア、ニジェール、南スーダン、モロッコ、リビア、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア</p> |
| (略)   | <p>いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなやしゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、くこ風植物及びなす属植物の生莖葉並びにトマトの生果実</p>  |
| (略)   | (略)   |

|   |  |            |
|---|--|------------|
| <p>四 大韓民国、バキスタン、イ<br/>スラエル、イラク、イラン、<br/>シリア、トルコ、ヨルダン、<br/>アイルランド、アゼルバイ<br/>ジャン、アルバニア、アルメ<br/>ニア、イタリア、ウクライナ、<br/>ウズベキスタン、英国、エス<br/>トニア、オーストリア、オラ<br/>ンダ、カザフスタン、ギリ<br/>シャ、キルギス、クロアチア、<br/>コソボ、ジョージア、スイス、<br/>スウェーデン、スペイン、ス<br/>ロバキア、スロベニア、セル<br/>ビア、タジキスタン、チエコ、<br/>デンマーク、ドイツ、トルク<br/>メニスタン、ハンガリー、フィン<br/>ランド、フランス、ブルガ<br/>リア、ベラルーシ、ベルギー、<br/>ポーランド、ポスニア・ヘル<br/>ツェゴビナ、ポルトガル、マ<br/>ケドニア旧ユーゴスラビア共<br/>和国、モルドバ、モンテネグ<br/>ロ、ラトビア、リトアニア、<br/>ルーマニア、ロシア、エジプ<br/>ト、カーボヴェルデ、カナリ<br/>ア諸島、ガンビア、セネガル、<br/>南アフリカ共和国、モロッコ、<br/>リビア、アメリカ合衆国、カ<br/>ナダ、チリ、ペルー、メキシ<br/>コ、オーストラリア、ニュー<br/>ジーランド、ハワイ諸島</p> | <p>しよくようたいおう、トマト、ほう<br/>れんそう、あぶらな属植物及びふだ<br/>んそう属植物の生植物の地下部であ<br/>つて栽培の用に供し得るもの</p>  | <p>(略)</p> |
| <p>五・六 (略)</p> <p>七 インド、インドネシア、シ<br/>ンガポール、スリランカ、タ<br/>イ、中華人民共和国、バキス<br/>タン、バングラデシュ、フィ<br/>リピン、ベトナム、マレーシ<br/>ア、オマーン、英国、オラン<br/>ダ、デンマーク、ドイツ、フ<br/>ランス、ベルギー、ポーラン<br/>ド、ウガンダ、エジプト、エ<br/>チオピア、ガーナ、ガボン、<br/>カメルーン、ギニア、ケニア、</p>   | <p>アボカド、うこん、おくら、キルト<br/>スベルマ・ジャミツソニス、クブ<br/>レックス・マクロカルバ、ケロシ<br/>ア・ニテイダ、ココやし、さといも、<br/>さとうきび、しょうが、しよくよう<br/>かなな、だいしよ、ちや、とうもろ<br/>こし、トマト、なす、ばれいしよ、<br/>ばんれいし、びんろうじゆ、めきし<br/>こいとすぎ、らつかせい(さやのな<br/>い種子を除く)、アヌピア属植物、<br/>アンスリユーム属植物、カラテア属</p> | <p>(略)</p> |

|   |  |            |
|---|--|------------|
| <p>四 大韓民国、バキスタン、イ<br/>スラエル、イラク、イラン、<br/>トルコ、ヨルダン、アイルラ<br/>ンド、アゼルバイジャン、ア<br/>ルバニア、アルメニア、イタ<br/>リア、ウクライナ、ウズベキ<br/>スタン、英国、エストニア、<br/>オーストリア、オランダ、カ<br/>ザフスタン、ギリシャ、キル<br/>ギス、クロアチア、コソボ、<br/>ジョージア、スイス、スウェー<br/>デン、スペイン、スロバキア、<br/>スロベニア、セルビア、タジ<br/>キスタン、チエコ、デンマー<br/>ク、ドイツ、トルクメニスタ<br/>ン、ハンガリー、フィンラン<br/>ド、フランス、ブルガリア、<br/>ベラルーシ、ベルギー、ポー<br/>ランド、ポスニア・ヘルツェ<br/>ゴビナ、マケドニア旧ユーゴ<br/>スラビア共和国、モルドバ、<br/>モンテネグロ、ラトビア、リ<br/>トアニア、ルーマニア、ロシ<br/>ア、カーボヴェルデ、カナリ<br/>ア諸島、ガンビア、セネガル、<br/>南アフリカ共和国、モロッコ、<br/>リビア、アメリカ合衆国、カ<br/>ナダ、チリ、ペルー、メキシ<br/>コ、オーストラリア、ニュー<br/>ジーランド、ハワイ諸島</p> | <p>しよくようたいおう、あぶらな属植<br/>物及びふだんそう属植物の生植物の<br/>地下部であつて栽培の用に供し得る<br/>もの</p>   | <p>(略)</p> |
| <p>五・六 (略)</p> <p>七 インド、インドネシア、シ<br/>ンガポール、スリランカ、タ<br/>イ、バキスタン、バングラデ<br/>シュ、フィリピン、ベトナム、<br/>マレーシア、オマーン、英国、<br/>オランダ、デンマーク、ドイ<br/>ツ、フランス、ベルギー、ポー<br/>ランド、ウガンダ、エジプト、<br/>エチオピア、ガーナ、ガボン、<br/>カメルーン、ギニア、ケニア、<br/>コートジボワール、コンゴ民</p>  | <p>アボカド、うこん、おくら、キルト<br/>スベルマ・ジャミツソニス、クブ<br/>レックス・マクロカルバ、ケロシ<br/>ア・ニテイダ、ココやし、さといも、<br/>さとうきび、しょうが、しよくよう<br/>かなな、だいしよ、ちや、とうもろ<br/>こし、トマト、なす、ばれいしよ、<br/>ばんれいし、びんろうじゆ、めきし<br/>こいとすぎ、らつかせい(さやのな<br/>い種子を除く)、アンスリユーム属<br/>植物、カラテア属植物、くずうこん</p> | <p>(略)</p> |

|   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| <p>コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ共和国、ドミニカトリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ペリウズ、ベルー、マルチニーク島、メキシコ、オーストラリア、サモア、トンガ、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー</p> | <p>植物、くずうこん属植物、コーヒノキ属植物、こしよ属植物、バショウ属植物、フィロデンドロン属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p> | <p>八 インド、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ベトナム、スイス、ケニア、コートジボワール、セネガル、ナイジェリア、ニジエール、ブルキナファソ、マラウイ、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ</p> | <p>アセロラ、アラビアコーヒー、アンゲロニア・アングステイフォリア、エンテロロピウム・コントルテイシリクウム、オエケクラデス・マクラタ、カリスステモン・ウイミナリス、キャツサバ、きゆうり、くずうこん、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くるみぐわ、くわくさ、けふかわた、こせんだんぐさ、さつまいも、しょうが、しょうじょうそう、じよおうやし、シロギニアヤム、しろこやまもも、すいか、ステノケレウス・クエタロエンシス、せいようきらんそう、ソラントラ・マクシマ、たほこ、たまごんご、だんどほろぎく、テイボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、とうがらし、トマト、なす、なつめ、なんごいぬほ</p> |
| (略)   |   |   |  |

|  |   |   |   |
|--|---|---|---|
| <p>主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ共和国、ドミニカトリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ペリウズ、ベルー、マルチニーク島、メキシコ、オーストラリア、サモア、トンガ、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー</p> | <p>属植物、コーヒノキ属植物、こしよ属植物、バショウ属植物、フィロデンドロン属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p> | <p>八 スリランカ、タイ、中華人民共和国、ベトナム、スイス、コートジボワール、セネガル、ブルキナファソ、マラウイ、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ</p> | <p>アセロラ、アラビアコーヒー、アンゲロニア・アングステイフォリア、エンテロロピウム・コントルテイシリクウム、オエケクラデス・マクラタ、カリスステモン・ウイミナリス、キャツサバ、きゆうり、くずうこん、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くるみぐわ、くわくさ、けふかわた、こせんだんぐさ、さつまいも、しょうじょうそう、じよおうやし、しろこやまもも、すいか、せいようきらんそう、ソラントラ・マクシマ、たほこ、だんどほろぎく、テイボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、とうがらし、トマト、なす、なつめ、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、はなまき、ばらみつ、ばんじろう、ひめのうせ</p> |
| (略)  |   |   |   |

|   |   |   |              |            |            |            |  |
|---|---|---|--------------|------------|------------|------------|--|
| <p>十  インド、台湾、中華人民共和<br/>         国、アゼルバイジャン、ア<br/>         ルメニア、イタリア、ウクラ<br/>         イナ、ウズベキスタン、英国、<br/>         エストニア、オランダ、カザ<br/>         フスタン、キルギス、ジョー<br/>         ジア、スロバキア、タジキス<br/>         タン、チエコ、デンマーク、<br/>         ドイツ、トルクメニスタン、<br/>         ハンガリー、フランス、ペラ<br/>         ルーシ、ベルギー、ポーラン<br/>         ド、モルドバ、ラトビア、リ<br/>         トアニア、ルーマニア、ロシ<br/>         ア、アルジェリア、モロッコ、<br/>         アメリカ合衆国、カナダ、ア<br/>         ルゼンチン、ブラジル、オー<br/>         ストラリア、ニュージーラン<br/>         ド、ハワイ諸島</p> | <p>十一 アイルランド、英国、チ<br/>         リ、ニュージーランド</p> | <p>十二 アイルランド、イタリア、<br/>         英国、英領チャネル諸島、オ<br/>         ランダ、ギリシャ、スイス、<br/>         スウェーデン、スペイン、ス<br/>         ロベニア、セルビア、デンマー<br/>         ク、ドイツ、ノルウェー、フィ<br/>         ンランド、フランス、ベル<br/>         ギー、ポーランド、ポルトガ<br/>         ル、リトアニア、ルクセンブ<br/>         ルク、アメリカ合衆国、カナ<br/>         ダ</p> | <p>九 (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>おすき、にしきじそ、にんじん、バ<br/>         ウロウニア・エロンガタ、バオバブ、<br/>         はなまき、ばらみつ、ばんじろう、<br/>         ひめのうぜんかずら、ピルソニマ、<br/>         キドニーフォリア、ペボかぼちや、<br/>         みばしよう、ユーフォルビア・プニ<br/>         ケア及びヒロセレウス属植物の生植<br/>         物の地下部であつて栽培の用に供し<br/>         得るもの</p> |
| <p>(略)</p>  | <p>(略)</p>                                    | <p>(略)</p>  | <p>(略)</p>   |            |            |            |  |

|  |  |   |              |            |            |            |   |
|--|--|---|--------------|------------|------------|------------|---|
| <p>十  インド、台湾、中華人民共<br/>         和国、アゼルバイジャン、ア<br/>         ルメニア、イタリア、ウクラ<br/>         イナ、ウズベキスタン、英国、<br/>         エストニア、オランダ、カザ<br/>         フスタン、キルギス、ジョー<br/>         ジア、スロバキア、タジキス<br/>         タン、チエコ、デンマーク、<br/>         ドイツ、トルクメニスタン、<br/>         ハンガリー、フランス、ペラ<br/>         ルーシ、ベルギー、ポーラン<br/>         ド、モルドバ、ラトビア、リ<br/>         トアニア、ルーマニア、ロシ<br/>         ア、モロッコ、アメリカ合衆<br/>         国、カナダ、アルゼンチン、<br/>         ブラジル、オーストラリア、<br/>         ニュージーランド、ハワイ諸<br/>         島</p> | <p>十一 アイルランド、英国、<br/>         ニュージーランド</p> | <p>十二 アイルランド、イタリア、<br/>         英国、英領チャネル諸島、オ<br/>         ランダ、ギリシャ、スイス、<br/>         スウェーデン、スペイン、ス<br/>         ロベニア、セルビア、デンマー<br/>         ク、ドイツ、ノルウェー、フィ<br/>         ンランド、フランス、ベル<br/>         ギー、ポーランド、リトアニ<br/>         ア、アメリカ合衆国、カナダ</p> | <p>九 (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>んかずら、ペボかぼちや、みばしよ<br/>         う及びユーフォルビア・プニケアの<br/>         生植物の地下部であつて栽培の用に<br/>         供し得るもの</p> |
| <p>(略)</p>   | <p>(略)</p>                                 | <p>(略)</p>  | <p>(略)</p>   |            |            |            |   |



別表二(第九条関係)

|             |   |   |     |
|-------------|---|---|-----|
| 十三十九 (略)    | (略)   | (略)   | (略) |
| 二十 (略)      | (略)   | <i>Pantoea stewartii</i><br>subsp. <i>stewartii</i><br>(下ウモロコシ萎<br>ちよう細菌病菌) | (略) |
| 二十一〜二十四 (略) | (略)   | (略)   | (略) |
| 地 域         | 植 物   | 備考(対象とする<br>検疫有害動植物)  | (略) |
| 一 (略)       | アキー、アボカド(付表第六十及び六十四に掲げるものを除く)、あめだまのき、オールスパイス、オリブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きはなきようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプテクス、これんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはほく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フエイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物(付表第四十一に掲げるものを除く)、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき(こけもも)属植物、とけいそう属植物、ドヒアリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、パシヨウ属植物(成熟していないバナナの生果実を除く)、パイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く)、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く)、ふともも属植物、マンゴウ属 | (略)   |     |

別表二(第九条関係)

|             |   |  |     |
|-------------|---|--|-----|
| 十三十九 (略)    | (略)   | (略)  | (略) |
| 二十 (略)      | (略)   | <i>Pantoea stewartii</i><br>(下ウモロコシ萎<br>ちよう細菌病菌) | (略) |
| 二十一〜二十四 (略) | (略)   | (略)  | (略) |
| 地 域         | 植 物   | 備考(対象とする<br>検疫有害動植物)                             | (略) |
| 一 (略)       | アキー、アボカド(付表第六十及び六十四に掲げるものを除く)、あめだまのき、オールスパイス、オリブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きはなきようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプテクス、これんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはほく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フエイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物(付表第四十一に掲げるものを除く)、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき(こけもも)属植物、とけいそう属植物、ドヒアリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、パシヨウ属植物(成熟していないバナナの生果実を除く)、パイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く)、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く)、ふともも属植物、マンゴウ属 | (略)  |     |

|  |  |
|--|--|
| <p>植物(付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、もたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物(付表第三十五に掲げるものを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。))の生果実</p> | <p>二 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国(香港を除く。以下この表において同じ。)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アングラ、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、スーダン、スワジランド、赤道ギニア、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ共和国、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マヨット島、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モリタニア、リベリア、ルワンダ、バブア</p> |
|--|--|

(略)

|   |  |
|---|--|
| <p>植物(付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、もたまな属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物(付表第三十五に掲げるものを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。))の生果実</p> | <p>二 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国(香港を除く。以下この表において同じ。)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、バブアニューギニア、ハワイ諸島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア</p> |
|---|--|

(略)

ニューギニア、ハワイ諸島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア

三 (略)

ン、フィクス・グロッセラリオイデス、フィクス・コンカティアン、ぶどう(付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く)、ペポかぼちや(付表第六十八に掲げるものを除く)、ももたまな、やまもも、ゆうがお(付表第六十九に掲げるものを除く)、らんばい、ランプータン、りゆうがん、りんご、れいし(付表第十三及び第十四に掲げるものを除く)、わんび、あかたねのき属植物、かき属植物、カリッサ属植物、ぐみ属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物(付表第六十三に掲げるものを除く)、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物(付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。四の項において同じ)、ふくぎ属植物(付表第四十に掲げるものを除く)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。四の項において同じ)、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実

かんきつ類(付表第七に掲げるものを除く)、アセロラ、アボカド(付表第六十四に掲げるものを除く)、あんず、いちじく、エレモシトラス・グラウカ、オプンティア・フィクスインディカ、おらんだいちご、オリブ、カシミロア・テトラメリア、カシューナッツ、キウイフルーツ、きだちとうがらし、グリコスミス・トリフォリアタ、こたちとまと、ごれんし、さくらんぼ、さくら、サ

(略)

三 (略)

物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物(付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。四の項において同じ)、ふくぎ属植物(付表第四十に掲げるものを除く)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。四の項において同じ)、ランサ属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実

かんきつ類(付表第七に掲げるものを除く)、アセロラ、アボカド(付表第六十四に掲げるものを除く)、あんず、いちじく、エレモシトラス・グラウカ、オプンティア・フィクスインディカ、おらんだいちご、オリブ、カシミロア・テトラメリア、カシューナッツ、キウイフルーツ、きだちとうがらし、グリコスミス・トリフォリアタ、こたちとまと、ごれんし、さくらんぼ、さくら、サ

(略)

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>五〇七 (略)</p> <p>八 インド、ネパール、プー<br/>ン、トルコ、欧州(アルバ<br/>ニア、キプロス、ギリシャ及び<br/>ラトビアを除く)、アルジェ<br/>リア、チュニジア、南アフ<br/>リカ共和国、カナダ、ウルグ<br/>アイ、エクアドル、フォーク<br/>ランド諸島、ペルー、ポリ<br/>ビシア、ニュージ<br/>ーランド</p> | <p>四 (略)</p>   | <p>ンツール、しまほおずき、シロサボ<br/>テ、すもも、せいようかりん、とう<br/>がらし、トマト、なし、なつめやし、<br/>パパイヤ、ばんじろう、ばんのき、<br/>ヒロセレウス・メガランサス、びわ、<br/>フェイジョア、ぶどう(付表第五十<br/>九に掲げるものを除く)、まるめ<br/>る、ミロパンすもも、ムラヤー・<br/>エキゾチカ、もも、りんご、れいし、<br/>わんび、アクロニチア属植物、かき<br/>属植物、きいちご属植物、くわ属植<br/>物、コーヒーノキ属植物、すのき(こ<br/>けもも)属植物、とけいそう属植物、<br/>なす属植物、なつめ属植物、にんめ<br/>んし属植物、ばんれいし属植物、ふ<br/>ともも属植物、マンゴウ属植物(付<br/>表第二に掲げるものを除く)、もも<br/>たまな属植物、ユーゲニア属植物、<br/>ロリニア属植物及びあかてつ科植物<br/>の生果実並びに成熟したバナナの生<br/>果実</p> |
| <p>(略)</p>  | <p>うり科植物(付表第十八に掲げるも<br/>のを除く)の生茎葉及び生果実並び<br/>にいんげんまめ、きたちとうがらし、<br/>きまめ、これんし、ささげ、とうが<br/>らし、トマト、なす、パパイヤ、ふ<br/>じまめ、ヒロセレウス属植物及びマ<br/>ンゴウ属植物の生果実</p> | <p>(略)</p>   |
| <p>(略)</p>  | <p>(略)</p>   | <p>(略)</p>   |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>五〇七 (略)</p> <p>八 インド、ネパール、プー<br/>ン、トルコ、欧州(アルバ<br/>ニア、キプロス及びギリシャを<br/>除く)、アルジェリア、チュ<br/>ニジア、南アフリカ共和国、<br/>カナダ、ウルグアイ、エク<br/>アドル、フォークランド諸島、<br/>ペルー、ポリビシア、ニュージ<br/>ーランド</p> | <p>四 (略)</p>  | <p>ンツール、しまほおずき、シロサボ<br/>テ、すもも、せいようかりん、とう<br/>がらし、トマト、なし、なつめやし、<br/>パパイヤ、ばんじろう、ばんのき、<br/>ヒロセレウス・メガランサス、びわ、<br/>フェイジョア、ぶどう(付表第五十<br/>九に掲げるものを除く)、まるめ<br/>る、ムラヤー・エキゾチカ、もも、りん<br/>ご、れいし、わんび、アクロニチア<br/>属植物、かき属植物、きいちご属植<br/>物、くわ属植物、コーヒーノキ属植<br/>物、すのき(こけもも)属植物、と<br/>けいそう属植物、なす属植物、なつ<br/>め属植物、にんめんし属植物、ばん<br/>れいし属植物、ふともも属植物、マ<br/>ンゴウ属植物(付表第二に掲げるも<br/>のを除く)、ももたまな属植物、ロ<br/>リニア属植物及びあかてつ科植物の<br/>生果実並びに成熟したバナナの生果<br/>実</p> |
| <p>(略)</p>  | <p>うり科植物(付表第十八に掲げるも<br/>のを除く)の生茎葉及び生果実並び<br/>にいんげんまめ、きたちとうがらし、<br/>きまめ、これんし、ささげ、とうが<br/>らし、トマト、なす、パパイヤ、ヒ<br/>ロセレウス属植物及びマンゴウ属植<br/>物の生果実</p> | <p>(略)</p>   |
| <p>(略)</p>  | <p>(略)</p>  | <p>(略)</p>   |

|  |     |     |
|--|-----|-----|
| <p>十 インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チエコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島、ケニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ペリーズ、ベルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p> | (略) | (略) |
|--|-----|-----|

|   |     |     |
|---|-----|-----|
| <p>十 インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チエコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、ケニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ペリーズ、ベルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p> | (略) | (略) |
|---|-----|-----|

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| <p>十一 インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、ケニア、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、フォークランド諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージーランド</p> | <p>十二、十五 (略)</p> | <p>十六 イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィン</p> |
| (略)   | (略)              | (略)   |
| (略)   | (略)              | (略)   |

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| <p>十一 インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、カナリア諸島、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、フォークランド諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージーランド</p> | <p>十二、十五 (略)</p> | <p>十六 イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガ</p> |
| (略)   | (略)              | (略)   |
| (略)   | (略)              | (略)   |

|        |  |     |     |
|--------|--|-----|-----|
| 十七 (略) | <p>ランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージーランド</p> | (略) | (略) |
|--------|--|-----|-----|

付表

- 一六十五 (略)
- 六十六 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるコロシントウりの生果実
- 六十七 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるせいようかぼちやの生果実
- 六十八 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるペボかぼちやの生果実
- 六十九 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるゆうがおの生果実

別表二の二(第九条関係)

|       |   |     |     |
|-------|---|-----|-----|
| 一 (略) | <p>あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンボマネシア・キサントカルバ、キウイフルーツ、クリソファイルム・ゴノカルプム、こだちとまと、これんし、さくらんぼ、さくら、サボジラ、ジジフス・シヨアセイロ、ズエラニア・グイドニア、せいようすもも、なし、びわ、フェイジョア、ぶどう</p> | (略) | (略) |
|-------|---|-----|-----|

(付表第一に掲げるものを除く。、まるきんかん、マンゴウ(別表二

|        |  |     |     |
|--------|--|-----|-----|
| 十七 (略) | <p>リー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージーランド</p> | (略) | (略) |
|--------|--|-----|-----|

付表

- 一六十五 (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

別表二の二(第九条関係)

|       |  |     |     |
|-------|--|-----|-----|
| 一 (略) | <p>あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンボマネシア・キサントカルバ、キウイフルーツ、クリソファイルム・ゴノカルプム、これんし、さくらんぼ、さくら、サボジラ、ジジフス・シヨアセイロ、ズエラニア・グイドニア、せいようすもも、なし、びわ、フェイジョア、ぶどう</p> | (略) | (略) |
|-------|--|-----|-----|

(付表第一に掲げるものを除く。、まるきんかん、マンゴウ(別表二の付表第四十三

|  |                 |   |                |  |
|--|-----------------|---|----------------|--|
| <p>十五 モンゴル、イ<br/>タリア、ウクライ<br/>ナ、英国、エスト<br/>ニア、オーストリ<br/>ア、スイス、ス<br/>ウェーデン、スベ<br/>イン、チェコ、デ<br/>ンマーク、ドイツ、<br/>ノルウェー、フィ<br/>ンランド、フラン<br/>ス、ペラルーシ、<br/>ポーランド、ラト<br/>ビア、ロシア</p> | <p>七、十四 (略)</p> | <p>六 アメリカ合衆国<br/>(ハワイ諸島を除<br/>く。以下この表に<br/>おいて同じ。カ<br/>ナダ、エルサルバ<br/>ドル、グアテマラ、<br/>ニカラグア、ホン<br/>ジュラス、メキシ<br/>コ、ニュージール<br/>ランド、ノーフォ<br/>ーク島</p>                 | <p>二、五 (略)</p> |  |
|  | <p>(略)</p>      | <p>アルファルファ、さつまいも、せ<br/>いようひるがお、そらまめ、こだ<br/>ちとまと、たばこ、てんさい、と<br/>うもろこし、トマト、おいひば、<br/>はつかだいこん、ひまわり、レタ<br/>ス、くこ属植物、とうがらし属植<br/>物、なす属植物及びほおずき属植<br/>物の生茎葉及び生果実</p> | <p>(略)</p>     | <p>の付表第四十三、第五十一及び第<br/>五十三に掲げるものを除く。も<br/>も、もたまな、りんご、きいち<br/>属植物(付表第三に掲げるもの<br/>を除く)、コーヒノキ属植物、<br/>すのき(こけもも)属植物(付表<br/>第四に掲げるものを除く)、にん<br/>めんし属植物、ばんじろう属植物、<br/>ばんれいし属植物、ふともも属植<br/>物、みかん属植物(ライム及びレ<br/>モン並びに付表第二に掲げるもの<br/>を除く。)及びユーゲニア属植物の<br/>生果実</p> |
|  | <p>(略)</p>      |   | <p>(略)</p>     |  |

|   |                 |  |                |   |
|---|-----------------|--|----------------|---|
| <p>十五 モンゴル、イ<br/>タリア、ウクライ<br/>ナ、英国、オース<br/>トリア、スイス、<br/>スウェーデン、ス<br/>ペイン、チェコ、<br/>デンマーク、ドイ<br/>ツ、ノルウェー、<br/>フィンランド、フ<br/>ランス、ペラルー<br/>シ、ポーランド、<br/>ラトビア、ロシア</p> | <p>七、十四 (略)</p> | <p>六 アメリカ合衆国<br/>(ハワイ諸島を除<br/>く。以下この表に<br/>おいて同じ。カ<br/>ナダ、エルサルバ<br/>ドル、グアテマラ、<br/>ニカラグア、ホン<br/>ジュラス、メキシ<br/>コ、ニュージール<br/>ランド</p>                       | <p>二、五 (略)</p> |   |
|   | <p>(略)</p>      | <p>アルファルファ、さつまいも、せ<br/>いようひるがお、そらまめ、たば<br/>こ、てんさい、とうもろこし、ト<br/>マト、おいひば、はつかだいこ<br/>ん、ひまわり、レタス、くこ属植<br/>物、とうがらし属植物、なす属植<br/>物及びほおずき属植物の生茎葉及<br/>び生果実</p> | <p>(略)</p>     | <p>第五十一及び第五十三に掲げるも<br/>のを除く。もも、もたまな、<br/>りんご、コーヒノキ属植物、に<br/>んめんし属植物、ばんじろう属植<br/>物、ばんれいし属植物、ふともも<br/>属植物、みかん属植物(付表第二<br/>及び別表二の付表第三十九に掲げ<br/>るものを除く。)及びユーゲニア属<br/>植物の生果実</p> |
|   | <p>(略)</p>      |  | <p>(略)</p>     |   |



|   |     |     |
|---|-----|-----|
| 十六 アイルランド、英国、チリ、ニュージーランド  | (略) | (略) |
| 十七 アイルランド、イタリア、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポランド、ポルトガル、リトアニア、ルクセンブルク、アメリカ合衆国、カナダ | (略) | (略) |
| 十八 (略)<br>十九 インド、インドネシア、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、イタリア、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム      | (略) | (略) |

|   |     |     |
|---|-----|-----|
| 十六 アイルランド、英国、ニュージーランド   | (略) | (略) |
| 十七 アイルランド、イタリア、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポランド、リトアニア、アメリカ合衆国、カナダ     | (略) | (略) |
| 十八 (略)<br>十九 インド、インドネシア、タイ、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、イタリア、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム | (略) | (略) |

|  |  |            |
|--|--|------------|
| <p>二十 イスラエル、イタリア、エストニア、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、カナリア諸島、モロッコ、アメリカ合衆国、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド</p> | <p>あめりかぼうふう、おおぶどうほおずき、おらんだせり、きだちとうがらし、こたちとまと、しまほおずき、セロリー、ソラヌム・エラエグニフオリウム、ソラヌム・ドウルカマラ、たばこ、チャールビル、とうがらし、トマト、ながばくこ、なす、にんじん及びばれいしよの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>   | <p>(略)</p> |
| <p>二十一 大韓民国、中華人民共和国、トルコ、イタリア、ギリシャ、スペイン、スロベニア、フランス、ポルトガル、チリ、オーストラリア、ニュージーランド</p>  | <p>キウイフルーツ、さるなし、しまさるなし及びみやままたたびの生植物（種子及び果実を除き、花粉を含む。）であつて栽培の用に供するもの</p>  | <p>(略)</p> |
| <p>二十二 (略)</p>   | <p>(略)</p>   | <p>(略)</p> |
| <p>二十三 台湾、イラン、イタリア、スペイン、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ</p>  | <p>アエスクルス・ヒブリダ、アカシア・サリグナ、アガティス・アウストラリス、アボカド、あめりかえのき、あめりかさいかち、あめりかさけのき、あめりかはなぞお、あめりかむらさきしきぶ、あめりかやまぼうし、アルテミス・ダグラシアナ、アルヌス・ロンピフォリア、アレクトリオン、エクスケルス、あれちのぎく、アンペロプシス・アルボレア、アンペロプシス・コルダタ、アンティリス・ヘルマニアエ、イウア・アンヌア、いちじく、いちよう、いわだれそう、ウイテクス・</p> | <p>(略)</p> |

|  |   |            |
|--|---|------------|
| <p>二十 スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、カナリア諸島、モロッコ、アメリカ合衆国、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド</p> | <p>おおぶどうほおずき、きだちとうがらし、こたちとまと、しまほおずき、セロリー、ソラヌム・エラエグニフオリウム、ソラヌム・ドウルカマラ、たばこ、とうがらし、トマト、ながばくこ、なす、にんじん及びばれいしよの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>   | <p>(略)</p> |
| <p>二十一 大韓民国、中華人民共和国、トルコ、イタリア、ギリシャ、スペイン、スロベニア、フランス、ポルトガル、チリ、ニュージーランド</p>                                  | <p>キウイフルーツ、さるなし及びみやままたたびの生植物（種子及び果実を除き、花粉を含む。）であつて栽培の用に供するもの</p>  | <p>(略)</p> |
| <p>二十二 (略)</p>   | <p>(略)</p>  | <p>(略)</p> |
| <p>二十三 台湾、イラン、トルコ、イタリア、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ</p>                     | <p>アエスクルス・ヒブリダ、アボカド、あめりかすけのき、あめりかはなすお、あめりかむらさきしきぶ、あめりかやまぼうし、アルテミス・ダグラシアナ、アルヌス・ロンピフォリア、アンペロプシス・アルボレア、いちじく、いちよう、いわだれそう、ウエストリンギア・フルティコサ、エウカリプツス・カマルドゥレンシス、エウカリプツス・グロブルス、エンケリア・ファリノサ、おとめふうろ、オリガナム・マヨラナ、オリーブ、カマエキリスタ・ファスキクラタ、からたち、かりふお</p> | <p>(略)</p> |

ルケンス、ウエストリンギア・グ  
 ラブラ、ウエストリンギア・フル  
 テイコサ、うらじろあかめがしわ  
 エウカリプツス・カマルドゥレン  
 シス、エウカリプツス・グロブル  
 ス、エウリオプス・クリサンテモ  
 イデス、えぞのへびいちご、エレ  
 モフィラ・マクラタ、エンケリ  
 ア・フアリノサ、おおあれちのぎ  
 く、おきなわすずめうり、おとめ  
 ふうろ、オリガナム・マヨラナ、  
 オリーブ、かなむぐら、カマエケ  
 リスタ・フアスキクラタ、からた  
 ち、カリコトメ・ピルロサ、かり  
 ふおるにあすずかけのき、キスツ  
 ス・クレテイクス、キスツス・サ  
 ルウイ・フオリウス、キスツス・  
 モンスベリエンシス、キテイス  
 ス・ピルロス、くろぼとべら、  
 くるみぐわ、ゲニスタ・コルシカ  
 ゲニスタ・モンस्पエスラーナ、  
 ケルキス・オツキデンタリス、こ  
 しようぼく、こせんだんぐき、コ  
 プロスマ・レベンス、コプロス  
 マ・ロフスタ、コリノカルプス・  
 ラエウイガツス、コロキア・コト  
 ネアステル、コロキア・マクロカ  
 ルバ、サルウイア・アピアナ、サ  
 ルウイア・メツリフェラ、さるす  
 べり、ジャカラランダ・ミモシフオ  
 リア、しるぎ、しんのうやし、す  
 いかすら、せいようきつた、せい  
 ようきようちくとう、せいようす  
 おう、せねがるやし、ソリダゴ・  
 フィスツローサ、たいさんぼく、  
 たわだぎく、チタルバ・タシユケ  
 ンテンシス、つるうめもどき、テイ  
 ランジア・ウスネオイデス、テー  
 ダまつ、とうぐわ、なんてん、に  
 ちちちそう、ニューサイラン、の  
 ぶどう、はいきんほうげ、バトジ  
 ニアつた、バーベナ・リトラリス、

るにあすずかけのき、ゲニスタ・  
 モンスベツスラーナ、ケルキス・  
 オツキデンタリス、こしようぼく、  
 こせんだんぐき、コプロスマ・レ  
 ベンス、サルウイア・アピアナ、  
 サルウイア・メツリフェラ、さる  
 すべり、ジャカラランダ・ミモシ  
 フオリア、すいかすら、せいよう  
 きつた、せいようきようちくとう、  
 ソリダゴ・フィスツローサ、たい  
 さんぼく、つるうめもどき、テー  
 ダまつ、とうぐわ、なんてん、に  
 ちちちそう、はいきんほうげ、バー  
 ジニアつた、ピスタシオノキ、び  
 ろうどとねりこ、ぶな、ベカン、  
 ヘテロメレス・アルプティフオリ  
 ア、ホホバ、ポリガラ・ミルティ  
 フオリア、マルウア・バルウイフ  
 ロラ、マルピウム・ウルガレ、む  
 くげ、もみじばふう、ヤボンソキ、  
 エグランズ・カリフォルニカ、ユ  
 ニベルス・アシエイ、ゆりのき、  
 ラティピタ・コルムナリス、レダ  
 マ、レッドマルベリー、おおふと  
 もも属植物、おらんだふうる属植  
 物、かえで属植物、きいちこ属植  
 物、きんかん属植物、くわがたそ  
 う属植物、こなら属植物、コーヒー  
 ノキ属植物、さくら属植物、すの  
 き(こけもも)属植物、つるにち  
 にちそう属植物、なし属植物、に  
 れ属植物、にわとこ属植物、バツ  
 カリス属植物、ぶどう属植物、み  
 かん属植物、やなぎ属植物及びわ  
 すれぐさ属植物の生植物(種子及  
 び果実を除く)であつて栽培の用  
 に供するもの

ハロラギス・エレクタ、ビスタシ  
 オノキ、ビットスボルム・ウンベ  
 ラツム、ビットスボルム・エウゲ  
 ニオイデス、ビットスボルム・ク  
 ラッシフォリウム、フアグナロ  
 ン・サクサチレ、フィリレア・ラ  
 テイフオーリア、フォルミウム・  
 クツキアヌム、ふさあかしあ、ぶ  
 な、ペカン、ヘテロメレス・アル  
 プテイフオーリア、ヘリクリスム・  
 イタリクム、ホホバ、ポリガラ・  
 ミルテイフオーリア、マルウア・パ  
 ルウイフロラ、マルピウム・ウル  
 ガレ、まんねんろう、ミオボルム・  
 ラエツム、むくげ、むくろじ、メ  
 リコペ・テルナタ、メリタ・シン  
 クライリ、もみじばふう、ヤポ  
 ンノキ、ユグランズ・カリフォル  
 ニカ、ユニベルズ・アシエイ、ゆ  
 りのき、ようしゆきだちるりそう、  
 ラテイピダ・コルムナリス、レダ  
 マ、レッドマルベリー、ロサ・カ  
 ニナ、ロサ・カリフォルニカ、ロ  
 サ・フロリブندا、エリシムム属  
 植物、おおふともも属植物、おら  
 んだふうる属植物、かえて属植物、  
 きいちご属植物、きんかん属植物、  
 くわがたそう属植物、こなら属植  
 物、コーヒーノキ属植物、さくら  
 属植物、すのき(こけも)属植  
 物、ストレプトカルパス属植物、  
 せんねんぼく属植物、つるにちに  
 ちそう属植物、とねりこ属植物、  
 なし属植物、にれ属植物、にわと  
 ご属植物、バツカリス属植物、ぶ  
 どう属植物、へーべ属植物、ペラ  
 ルゴニエム属植物、みかん属植  
 物、やなぎ属植物、ラウアンドウ  
 ラ属植物及びわすれぐさ属植物の  
 生植物(種子及び果実を除く。)で  
 あつて栽培の用に供するもの

|   |   |   |   |            |            |
|---|---|---|---|------------|------------|
| <p>二十四 インド、中華人民共和国、パングラデシユ、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、スペイン、スロベニア、チェコ、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、リトアニア、カナ</p> | <p>二十五 中華人民共和國、シリア、トルコ、アイルランド、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、イス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、リトアニア、カナ</p> | <p>とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしよ及びベチユニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにアトリプレクス・セミルナリス、アボカド、いぬほおずき、おおせんなり、コニザ・ポナリエンシス、しまほおずき、ストレプトソレン・ジェイムソニー、せんなりほおずき、ソラヌム・ラントネットイー、ダツラ・レイクハルテイー、タマサンゴ、つるはななす、とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしよ、ペビーノ、ラゴディア・エレマエア、カリブラコア属植物、ケストルム属植物、ダリア属植物、ブルグマンシア属植物及びベチユニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p> | <p>とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしよ及びベチユニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにアトリプレクス・セミルナリス、アボカド、いぬほおずき、おおせんなり、コニザ・ポナリエンシス、しまほおずき、ストレプトソレン・ジェイムソニー、せんなりほおずき、ソラヌム・ラントネットイー、ダツラ・レイクハルテイー、タマサンゴ、つるはななす、とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしよ、ペビーノ、ラゴディア・エレマエア、カリブラコア属植物、ケストルム属植物、ダリア属植物、ブルグマンシア属植物及びベチユニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
|---|---|---|---|------------|------------|

|   |  |   |   |            |            |
|---|--|---|---|------------|------------|
| <p>二十四 インド、中華人民共和国、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、スペイン、スロベニア、チェコ、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、リトアニア、カナ</p> | <p>二十五 中華人民共和國、シリア、アイルランド、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、イス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、リトアニア、カナ</p> | <p>とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしよ及びベチユニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにアトリプレクス・セミルナリス、アボカド、いぬほおずき、おおせんなり、コニザ・ポナリエンシス、しまほおずき、ストレプトソレン・ジェイムソニー、せんなりほおずき、ソラヌム・ラントネットイー、ダツラ・レイクハルテイー、タマサンゴ、つるはななす、とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしよ、ペビーノ、ラゴディア・エレマエア、カリブラコア属植物、ケストルム属植物、ダリア属植物、ブルグマンシア属植物及びベチユニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p> | <p>とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしよ及びベチユニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにアトリプレクス・セミルナリス、アボカド、いぬほおずき、おおせんなり、コニザ・ポナリエンシス、しまほおずき、ストレプトソレン・ジェイムソニー、せんなりほおずき、ソラヌム・ラントネットイー、ダツラ・レイクハルテイー、タマサンゴ、つるはななす、とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしよ、ペビーノ、ラゴディア・エレマエア、カリブラコア属植物、ケストルム属植物、ダリア属植物、ブルグマンシア属植物及びベチユニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
|---|--|---|---|------------|------------|

|  |  |  |
|--|--|--|
| リア諸島、南アフリカ共和国、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペルー、メキシコ | ありそう、おおぼこ属植物、オノボルドウム属植物、ぎしぎし属植物、コロノプス属植物、せいようひるがお属植物、ぜにあおい属植物、のげし属植物及びひゆ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの | (略)  |
| 二十六 (略)  | (略)  | (略)  |
| 二十七 削除   | (削る)   | (削る)   |
| 二十八 (略)  | (略)  | (略)  |
| 二十九 (略)  | (略)  | 1 (略)<br>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ「Tomato chlorotic dwarf virus」(トマト退緑萎縮ウイルス)に侵されていないことが特記されていること。 |
| 三十 (略)   | (略)  | (略)  |
| 三十一 カナダ、メキシコ                                     | ソラヌム・カルディオフィルム及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの   | (略)  |

|   |   |   |
|---|---|---|
| ア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペルー、メキシコ | おおぼこ属植物、オノボルドウム属植物、ぎしぎし属植物、コロノプス属植物、せいようひるがお属植物、ぜにあおい属植物、のげし属植物及びひゆ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの | (略)   |
| 二十六 (略)   | (略)   | (略)   |
| 二十七 カナダ、メキシコ                                    | ソラヌム・カルディオフィルム及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの  | 1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信する旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。<br>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ「Mexican papaya virus」に侵されていないことが特記されていること。 |
| 二十八 (略)   | (略)   | (略)   |
| 二十九 (略)   | (略)   | 1 (略)<br>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ「Tomato chlorotic dwarf virus」に侵されていないことが特記されていること。   |
| 三十 (略)  | (略)   | (略)   |
| 三十一 メキシコ  | トマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの  | (略)   |

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>三十二 インド、台湾、中華人民共和國、イスラエル、トルコ、アゼルバイジャン、イタリヤ、ウクライナ、英国、オランダ、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア</p> | <p>エリトラエア・ケントウレウム、エリトラエア・ロクスバリー、ケントウレウム・ブルケルム、とるこぎきょう、ブラクストニア・インベルフォリアタ、ブラクストニア・セロテイナ及びブラクストニア・ベルフォリアタの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの</p> | <p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。<br/>2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Peronospora chloanae</i>に侵されていゝなことが特記されていること。<br/>一 種子については、<i>Peronospora chloanae</i>が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。<br/>二 種子以外の生植物については、輸出国の政府機関が指定する <i>Peronospora chloanae</i> が発生していない栽培施設において生産されること。</p> |
|--|--|---|

付表

- 一 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるぶどうの生果実
  - 二 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実
  - 三 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるきいち(新設)
  - 四 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるすのき(新設)
- 別表六(第三十五条の七関係)

| 地 域   | 植 物   | 備考(まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物) |
|-------|---|---------------------------|
| 一 (略) | かんきつ類(ボんカンを除く)、わんび、びわ、すもも、もも、びんご、いちじく、がじゆまる、りゆうがん | (略)                       |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

付表

- 一 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどうの生果実
  - 二 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実
- (新設)
- 別表六(第三十五条の七関係)

| 地 域   | 植 物   | 備考(まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物) |
|-------|---|---------------------------|
| 一 (略) | かんきつ類(ボんカンを除く)、わんび、びわ、すもも、もも、びんご、いちじく、がじゆまる、りゆうがん | (略)                       |

附 則

この省令は、令和二年一月二十九日から施行する。ただし、別表二の改正規定中「及びギリシャ」を「ギリシャ及びラトビア」に改める部分及び「エストニア」を削る部分並びに別表二の二の改正規定中「トルコ」、「チリ」及び「フィンランド」を削る部分は、公布の日から施行する。

|        |  |     |
|--------|--|-----|
| 二六 (略) | <p>れいし、これんし、アボカド、ランブータン、くるつく、びんろうじゆ、サントール、てりはほく、もまたまな、アセロラ、あんず、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリブ、たいへいようぐるみ、なし、なつめやし、ぶどう、やまもも、りんご、アキー、いちじくぐわ、イルピンギア、ガボネンシス、うどんげのき、うめ、カシユナツツ、きゆうり、きんきじゆ、グリコスミス、ペンタフィラ、コルデイラ、ピンナータ、さくらんぼ、すいか、スケレロカリア・ピレア、せいようすもも、てんじくいぬかんご、トリファシア・トリフォリア、なんようざくら、にがうり、ねぐるもも、ねじれふさまめのき、パッカウレア・ラケモサ、パツカウレア・ラミフロラ、ババイヤ、ひまらやざくら、フィクス・エリゴドン、フィクス・コンカティアン、らんばい、かき属植物、なす属植物、ばんのき属植物、マンゴウ属植物(マンゴウを除く)、なつめ属植物、とけいそう属植物、あかてつ科植物、ふともも属植物、ばんれいし属植物、ふくぎ属植物、とうがらし属植物(ピーマンを除く)、あかたねのき属植物、コーヒーノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ランサ属植物、ヒロセレウス属植物、カリツサ属植物、ユーゲニア属植物及びロリア属植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p> | (略) |
| 二六 (略) | <p>れいし、これんし、アボカド、ランブータン、くるつく、びんろうじゆ、サントール、てりはほく、もまたまな、アセロラ、あんず、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリブ、たいへいようぐるみ、なし、なつめやし、ぶどう、やまもも、りんご、かき属植物、なす属植物、ばんのき属植物、マンゴウ属植物(マンゴウを除く)、なつめ属植物、とけいそう属植物、あかてつ科植物、ふともも属植物、ばんれいし属植物、ふくぎ属植物、とうがらし属植物(ピーマンを除く)、あかたねのき属植物、コーヒーノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ランサ属植物及びヒロセレウス属植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>  | (略) |



○農林水産省告示第五百八十二号  
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四及び第五の規定に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林水産省告示第四十五号（南アフリカ共和国産パレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにスワジランド王国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。  
 令和元年七月二十九日  
 農林水産大臣 吉川 貴盛

|  |   |
|--|---|
| 改正後  | 改正前   |
| <p>三 検査及び証明<br/>       (一) (略)<br/>       (二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。<br/>       ア チチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群に侵されていないこと。<br/>       イ (略)</p> | <p>三 検査及び証明<br/>       (一) (略)<br/>       (二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。<br/>       ア チチュウカイミバエに侵されていないこと。<br/>       イ (略)</p> |
| <p>七 積込み時の措置<br/>       低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群に侵されないことのないための措置がとられていること。</p>                    | <p>七 積込み時の措置<br/>       低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置がとられていること。</p>                     |

○農林水産省告示第五百八十三号  
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十四の規定に基づき、平成二十二年四月十八日農林水産省告示第六百一十号（南アフリカ共和国産バーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。  
 令和元年七月二十九日  
 農林水産大臣 吉川 貴盛

|  |  |
|--|--|
| 改正後  | 改正前  |
| <p>三 生産地における検査及び証明<br/>       (一) (略)<br/>       (二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。<br/>       ア チチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群に侵されていないものであること。<br/>       イ (略)</p> | <p>三 生産地における検査及び証明<br/>       (一) (略)<br/>       (二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。<br/>       ア チチュウカイミバエに侵されていないこと。<br/>       イ (略)</p> |

七 積込み時の措置  
 低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群に侵されることのないための措置がとられていること。

|   |   |
|---|---|
| 改正後   | 改正前   |
| <p>三 生産地における検査及び証明<br/>       (一) (略)<br/>       (二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。<br/>       ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。<br/>       イ (略)</p> | <p>三 生産地における検査及び証明<br/>       (一) (略)<br/>       (二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。<br/>       ア チチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。<br/>       イ (略)</p> |
| <p>七 積込み時の措置<br/>       低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置がとられていること。</p>                                 | <p>七 積込み時の措置<br/>       低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でないものは、これを削る。</p>   |

○農林水産省告示第五百八十四号  
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三十九の規定に基づき、平成十五年四月二十五日農林水産省告示第七百二十号（アルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スイートオレンジ（パレンシア種、サルステイアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。  
 令和元年七月二十九日  
 農林水産大臣 吉川 貴盛

|   |   |
|---|---|
| 改正後   | 改正前   |
| <p>三 生産地における検査及び証明<br/>       (一) (略)<br/>       (二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。<br/>       ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。<br/>       イ (略)</p> | <p>三 生産地における検査及び証明<br/>       (一) (略)<br/>       (二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。<br/>       ア チチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。<br/>       イ (略)</p> |
| <p>七 積込み時の措置<br/>       低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置がとられていること。</p>                                 | <p>七 積込み時の措置<br/>       低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でないものは、これを削る。</p>   |